

(仮称) オルタナティブ教育法 骨子案

Ver.1 (2011/3/7)

2011年2月11日、12日開催
第3回JDEC日本フリースクール大会採択

NPO法人フリースクール全国ネットワークでは、2009年1月、第1回JDEC日本フリースクール大会で『フリースクールからの政策提言』を採択、発表しました。提言には、「フリースクール等についての新法制定の提言」と「すぐにでも実現すべき9の提言」という2つの大きな柱を置いています。その新法の骨子案を、第3回JDEC参加者で検討し、大会採択いたしました。

多くの皆さまと意見交換や議論をさせていただきながら、随時、よりよい骨子案に修正しつつ、新法制定に向けて取り組んでまいりたいと存じます。経過情報は、下記をご覧ください。ご意見も募集しております。

<http://aejapan.org>

特定非営利活動法人フリースクール全国ネットワーク

連絡先: 東京都北区岸町 1-9-19 TEL03-5924-0525

ご意見・ご質問をお寄せ下さい。ae@aejapan.org

1. オルタナティブ教育法の提案の趣旨

私たちは、多様な個性の子どもたち、多様な状況を生きる子どもたちが、安心して育ち、自他を尊重し、個性を伸ばし、幸せに成長できる社会を願っています。

日本国憲法は、戦前の天皇制教育への反省に立ち、国民主権の原理のもと、「国民は教育を受ける権利を有する」(第26条第1項)と決めました。そして、子どもたちの「教育を受ける権利」を保障するために「国民は、保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする」(第26条第2項)としました。

教育は、臣民としての義務ではなく、学び育つ主体としての子ども自身の基本的人権として、学ぶ権利を保障する営みに変わったのです。その権利を満たすため、学校教育法が作られ、行政は学校設置義務を負うことになりました。そして戦後60年あまり、日本の教育は、高い就学率を誇り、ある意味、経済の高度成長を支え、かつて見られない高学歴社会となりました。

しかし、いじめ、いじめ自殺、不登校、別室登校や部分登校、子どもをめぐる事件、学習意欲の低下、学級崩壊、校内暴力の増加、発達障害への無理解等、種々の問題を抱え込んでいます。これらの状況は、子どもたちの教育を受ける権利が充分満たされておらず、自分にあった学びや成長ができずに苦しんでいる姿だと、私たちは感じています。

では、どうしたらいいでしょうか。

日本の教育は、学習指導要領にもとづく内容を実施することになっており、全国的に単一な教育内容を行っているとも言えます。そのため、豊かな個性・感性を持つ子どもたちが、自らを発揮しにくく、また、自己を押し殺して、学校教育の枠に合わせようとする生じ、強いストレスを受けています。その上、国連子どもの権利委員会でも指摘された競争教育の弊害にさらされ、苦しんでいる子は多いのです。多様な教育が存在し、それが社会的に位置づくことにより、教育は豊かになり、幸せな子どもたちは増えると言えます。その根幹に、自ら求める学びが保障されるしくみが必要と言えます。

先述したように、子どもたちは、学び育つ主体として、普通教育を受ける権利をもつことが明記されていますが、その権利を満たす学びの場として学校教育法に規定された場しか保障されていません。本来、普通教育は、学校教育のみでしかできないものではなく、国の内外で様々なオルタナティブな教育が展開してきました。すでに1980年代半ばより、学校教育と距離をとる子どもたちが増える中、市民・民間では学校制度外に、フリースクール、フリースペース、ホームエデュケーション、さまざまなニーズに

そった学びや体験の場をつくり出し、子どもたちの成長支援をやってきました。その歴史は古く、すでに四半世紀の実績を積んでいます。いわば、市民・民間・NPOなどによって教育を受ける権利の保障を進めようとしてきたと言えます。学校には行かない、行けなかった子どもたちが、フリースクール等には多数やってきて、元気に、あるいはその子のペースにそって成長しています。しかし、学校教育法の定義している学校ではないため、卒業資格も与えられず、公的支援も得られていません。ほとんど通っていない学校に籍を置き、進級・卒業は、通わない所属学校の校長裁量という矛盾も生じています。また、小中学生の子どもの保護者は、「義務教育は無償」となっているにもかかわらず、公的支援の支出がないため、かなりの金銭的負担も負っています。

私たちは、今、実際、市民の努力により子どもの成長を支えているこれらのオルタナティブ教育機関を、正規の教育機関として位置づけ、公的費用で学ぶ権利が保障されるようにしたいと思います。その根拠をつくるため、(仮称)オルタナティブ教育法の制定を求めるものです。オルタナティブ教育法は、憲法、教育基本法の下に、学校教育法と並んで設定されるべきと考えます。

これは、不登校が抱える問題の解決に大きく結びつくでしょう。わが国に不登校が増加し始めて30年有余の月日がたち、文部科学省の調査によれば2009年度の小中学生の不登校数は12万3000人であり、ここ数年12～13万人の高い数字を推移しています。これまで、教育政策における不登校への対応としては、きっかけや原因、本人の気持ちや意思に関係なく、学校復帰が前提とされてきました。そのため、登校圧力が本人を追い詰めたり、登校できないが登校しなければならないと考え苦しい葛藤を生んだり、学校へ行か(け)ない子はダメ人間と自らを考え、自己否定と自信のなさでいっぱいな子どもをかなり生み出してきました。学校教育に苦しみ、自分には合わなくとも「学校」しか育つ場がないとされる社会の中で、学校へ戻されようとし、幾多の悲劇や辛さを生んできました。四半世紀たった今も、学校復帰にこだわる教育行政、親、社会のもと、克服を期待され、治療の対象とされ、意に反した日常を送って苦しいという子は後を絶ちません。この状況は変革される必要があります。

フリースクール等で、不登校の子どもたちの多くは元気に成長し、自立への道を歩み、現在、社会人として学び、働き、結婚して親になっている人もかなりいます。この事実は、人が成長するのは、学校のみではないことも裏書きしています。

そして、人は安心できる自分に合った場所でこそ、よき成長をし、能力を開花させることが分かります。オルタナティブ教育が、社会的に権利保障として位置づく時、選択肢が広がり成長しやすくなることは想像に難くありません。また長い間、登校への義務感に苦しめられ、罪悪感、劣等感でつらい思いをしている子ども・若者も、オルタナティブ教育法の存在により、堂々と学校教育以外の教育のあり方を選ぶことができるよう

になり、どれほど楽になるかわかりません。

以上のことを考えあわせるとき、多様な個性と学習ニーズを持つ子ども、若者が存在する現代日本において、学校教育以外の様々なオルタナティブ教育が子どもの学ぶ権利、教育を受ける権利を保障する場として、公的保障のもとで国民が活用できる教育制度として位置づけることが、教育の機会均等を実現する上でも必要です。この新しい制度による教育は、憲法で言う、普通教育を受けさせる義務すなわち親の教育義務を果たすものとしても位置づけられるべきです。

そのためには、学校教育法しかない現状を変え、オルタナティブ教育法を新規に制定し、法律の根拠をもって、そこで学ぶ子どもたちとその家庭が学校教育と同様に保障される必要があります。同様の保障とは、卒業資格が出せ、公的予算が充てられ、学校教育との相互の乗り換え選択が自由にでき、また進学や進路選択においても不利益を被らない状態のことであり、格差がない状況をつくることです。

この新法により、現在、学校教育法しかない中で学校と距離をとるに至った子どもは、問題行動を起こしている子どもとして扱われたり、あるいは学校に来られないかわいそうな子と見られたりして罪悪感や劣等感を持つ現状から、自らに合った教育選択という形に変わり、自己肯定度はぐんと高まるでしょう。そして、その仕組みを社会が活用する経験を重ねる中で、不登校への意識も、「学校へ行っていない子」ではなく、「フリースクールへ行っている子」、「ホームエデュケーションで育っている子」などと少しずつ「不」という否定的な表現が消えていくことでしょう。もちろん、蛇足ながら、この法律で不登校の一切の問題が解決するわけではないことは言うまでもありませんが、しくみが変わることは、子ども・親の苦しみの軽減に大きく貢献することでしょう。

また、教師も、学校に来る気になれない、あるいは登校しにくい子どもに、何とか来させようとして不毛な努力をし、子どもや家庭との信頼感を崩すようなエネルギーの消耗からかなり解放されることになるでしょう。

さらに、日本社会としても、現行の学習指導要領に基づいた学校教育一本でなく、学校教育以外の様々な教育を国民が創造したり、選べたりすることにより、教育の在り方が多様に花開き、豊かな教育が存在する社会となっていくことが期待されます。

そして、子どもたちが、決められた教育の中で、自分の個性に合わず苦しむ、あるいはストレスや不信感をため込んでいくことから解放され、安心と自信と他者への信頼の中で、生き生きと育つ幸せな子ども時代を手にするに寄与するでしょう。

以上の趣旨により、(仮称)オルタナティブ教育法の制定を提案します。

2. (仮称)オルタナティブ教育法 骨子案

骨子の構成は、以下のようになっています。

- 1 目的
- 2 オルタナティブ教育の定義
- 3 オルタナティブ教育により教育を受ける権利
- 4 オルタナティブ教育における「普通教育を受けさせる義務」
- 5 義務教育としてのオルタナティブ教育の実施
- 6 オルタナティブ教育の実施機関および登録オルタナティブ教育機関
 - (1) 登録オルタナティブ教育機関の範囲
 - (2) 登録オルタナティブ教育機関の設置および実施
 - (3) 登録オルタナティブ教育機関の登録
 - (4) 登録オルタナティブ教育機関の管理運営
 - (5) 登録オルタナティブ教育機関の登録の取消
 - (6) 登録オルタナティブ初等教育機関
 - (7) 登録オルタナティブ前期中等教育機関
 - (8) 登録オルタナティブ後期中等教育機関
- 7 オルタナティブ教育センターの設置
- 8 オルタナティブ教育機関への公費助成
- 9 オルタナティブ教育の質の確保
- 10 国及び地方公共団体の責務

※法案骨子部分を枠で囲み、その趣旨や解説を枠下に記している。

(仮称) オルタナティブ教育法 骨子案

1 目的

この法律は、子どもの個性を尊重し、多様な学習のニーズに応じて、学校教育法に定める学校以外の「普通教育」のための学習の場を公教育として位置づけ、オルタナティブ教育の促進を図ることを通して、子どもの学ぶ権利を保障することを目的とする。

- 目的は、不登校をしている子ども、既存の学校教育以外の学習ニーズを持つ子ども、中学卒業後、学校を選択していない子どもの学習権を保障し、実質的な教育保障を公的に実現することであり、その場合に、オルタナティブ教育を選べるようにするものとする。
- この法律は、学校教育法に並ぶ教育法として位置づけ、憲法及び教育基本法でいう「普通教育」の実施を対象にする。
- この法律では、学校教育法における初等中等教育に対応するオルタナティブ教育を対象にしているが、不登校を経験した若者の中には、普通教育への権利を十分に享受できずに18歳以上になっている者も少なくない。これらの者も含めて、ここでは「子ども」という表現を使用している。

2 オルタナティブ教育の定義

この法律でいうオルタナティブ教育とは、学校教育法の規定によらない独自の学習課程を有する普通教育をいう。

- オルタナティブ教育は、学校教育とは異なる普通教育であることから、オルタナティブ教育を選択する子どもの学習ニーズに応じて、保護者やオルタナティブ教育を実施する機関が独自に学習課程を有するものと定義する。

3 オルタナティブ教育により教育を受ける権利

子どもは、オルタナティブ教育によっても、教育を受ける権利を持つ。

- この法律で教育を受ける権利を持つ主体は子ども自身であり、子どもの教育への権利は学校教育だけでなく、オルタナティブ教育によっても保障されるよう明確にする。

4 オルタナティブ教育における「普通教育を受けさせる義務」

保護者（子に対して親権を行う者〔親権を行う者のないときは、未成年後見人〕をいう。以下同じ。）は、子に9年の普通教育を受けさせる義務を、オルタナティブ教育によっても果たすことができる。親の教育権は尊重される。

- 保護者は、憲法及び教育基本法が定める教育の義務を、学校教育以外に、オルタナティブ教育においても果たすことができるようにする。
- 学校教育以外の教育選択を可能にする立法であるので、義務教育における親の教育権に関する規定はオルタナティブ教育法の中でも上位に位置づける。
- 教育を受ける権利の主体は子どもであるから、保護者は親の教育権を行使する際、子どもの意見を聞き尊重することが重要であろう。

5 義務教育としてのオルタナティブ教育の実施

義務教育としての普通教育は、オルタナティブ教育を実施する機関においても実施できるものとする。義務教育の目的については、教育基本法に基づく。義務教育年限、普通教育を受けさせる義務、普通教育を受けさせる義務の猶予・免除、経済的就学困難への援助義務、学齢児童・生徒の使用者の義務については、学校教育法と同じとする。

- 義務教育を学校教育とオルタナティブ教育のどちらでも実施できるようにする上で、オルタナティブ教育を選択しても、学校教育との格差や保障の違いが生じないように学校教育法と同等にして、子どもにとって、相互の行き来がしにくくならないよう環境を整えておく必要がある。

6 オルタナティブ教育の実施機関および登録オルタナティブ教育機関

この法律で言うオルタナティブ教育機関とは、学校教育以外のオルタナティブな教育を実施する場を言う。そのうち、公教育としてこの法律に基づいて登録されたものを「登録オルタナティブ教育機関」と呼ぶ。

- オルタナティブ教育機関は、フリースクール、フリースペース、子どもの居場所と呼ばれているもの、ホームエデュケーション・ホームスクールの家庭のほか、各種学校でないインターナショナルスクールや外国人学校、専門的な教育や高等教育等の特殊な教育も含まれる。
オルタナティブ教育機関のなかで、普通教育を実施し、保護者が教育義務を履行できる場として運営する場合には、登録制度を設け公教育に位置付ける。

(1) 登録オルタナティブ教育機関の範囲

登録オルタナティブ教育機関の範囲は、「普通教育」である初等教育、中等教育を実施するところとする。学校教育法で言う幼稚園に相当する幼児教育、大学および大学院に相当する高等教育、高等専門学校および専修学校等の専門教育等は除く。ただし、将来的には検討の対象とする。

- 現状の学校教育は、不登校をはじめとして普通教育において教育の機会均等が崩れている点が課題であり、フリースクール等やホームエデュケーションの多くがそれへの現実的対応を行っていることから、初中等教育にあたる普通教育を範囲とする。
- フリースクールの中には就学前の部、大学部、専門部などを持つところもあるが、まずは、現在不登校の子どもたちが選択しているものを先行し、普通教育以外は将来的な検討としたい。

(2) 登録オルタナティブ教育機関の設置および実施

オルタナティブ教育機関を登録して実施できる者は、次の者とする。

① 登録できる団体

- ア) NPO法人等の公益法人（学校法人は当面は除く）
- イ) 地方公共団体（アへの事業委託を含む）

② 登録できる家庭

- ア) 保護者

- 登録申請をする、しないは、オルタナティブ教育機関が自ら決める。
- 実施の安定性、継続性、透明性などを考え、団体の場合は法人とする。教育活動の非営利性から営利法人は除いて考え、市民が設立しやすいNPO法人を中心とし、多様な主体がフリースクール等を実施している現状をふまえ広く公益法人とした。公益法人のうち、学校教育法による学校設置を目的とする学校法人は、オルタナティブ教育の発展を考えて、当面は除く。しかし、学習指導要領等によらない教育課程の編成の認定を受けてオルタナティブな教育を志向するところも生まれており、今後、検討を要するところである。
- 適応指導教室等が、学校復帰目的の施設から転換する場合や、地域によっては市民・民間による場がないところも多く、オルタナティブ教育の促進のためには、公的に設置される場も必要と考え地方公共団体を含めた。
- 保護者の場合は、ホームエデュケーション・ホームスクールを意味する。

(3) 登録オルタナティブ教育機関の登録

オルタナティブ教育機関を登録して実施する場合には、この法律に基づき登録を行うものとする。登録要件は公に策定する。

① 登録要件の策定

登録の要件の策定にあたって、国は登録要件策定委員会を設けて検討し、広く公の意見及び子どもの意見も聴取する。登録要件策定委員会の構成は、教育関係者、オルタナティブ教育実践者、保護者、オルタナティブ教育経験者、オルタナティブ教育研究者、子どもの権利に詳しい弁護士、その他子どもに関わる専門家、有識者で構成する

② 登録要件

登録要件については、子どもの学習権の保障、教育機関の民主的な運営、子どもの人権保障等を踏まえたものとし、以下の項目について定める。登録する者が保護者の場合の要件については、親の教育権を尊重し、簡易なものとする。

(団体・家庭共通の登録事項)

ア) 設置者または実施する保護者に関すること

イ) 教育機関に関すること

a) 教育の方針や特長に関すること

- 子どもを尊重した教育理念であること
- 矯正・訓練ではないこと
- 子どもの学習ニーズに応じること

b) 学習内容に関すること

- 開設または実施日数、学習課程や方法等について

c) 子どもの人権保障、虐待防止等に関すること

- 体罰を禁止し、虐待を行わないこと
- 子どもの意思確認や意見表明の機会を確保していること
- 子どもの権利の啓発・普及を行うこと

(団体の登録事項)

d) 子ども的人数に関すること

e) 代表者に関すること

f) 人的環境に関すること

g) 物的環境に関すること

h) 運営に関すること

- 子ども、保護者、スタッフの参加・参画による民主的な方法とすること

- 子どもの学習ニーズに応じた教育活動を実現するため、子どもの意見表明・参加の尊重とその機会を確保すること

i) 監査に関すること

- 運営および会計を監査するための監査機能をもっていること

j) 就学に関すること

- 入学、退学、転学について

③ 登録手続

オルタナティブ教育機関を登録して実施する場合には、団体および地方公共団体は国に申請する。保護者は市区町村に申請する。

④ 審査委員会

国は、団体が設置するオルタナティブ教育機関の登録にあたって、登録要件を審査する。審査委員会の構成は、教育関係者、オルタナティブ教育機関関係者、保護者、オルタナティブ教育経験者、オルタナティブ教育研究者、子どもの権利に詳しい弁護士、その他子どもに関わる専門家、有識者で構成する。保護者の登録については、市区町村は審査委員会を設置しない。

- 登録要件の策定を、国レベルで、オルタナティブ教育の当事者を含めて策定し、その過程でパブリックコメントなどを実施して広く国民の意見を聞いて取り入れる。要件の内容が地方・地域でばらつかないようにするために、まず国レベルで策定するのが望ましい。
- 教育の方針や特長、学習内容、スタッフの資格、建物や設備備品等は、子どもの学習ニーズに応じて独自につくられることがオルタナティブ教育の特徴でもあるため、要件に基準を設けない代わりに、学ぶ子どもや保護者が教育内容や運営に民主的に参画するしくみが重要である。
- 人権侵害や矯正・訓練的な活動を行っている団体の登録を防ぐ必要があり、そのために、子どもの権利・人権・参画の観点、民主的な運営で実施されることを要件に盛り込む。
- 登録が最初は数が少ないと考えられること、また要件の解釈にばらつきが出ないように、団体の場合の登録は国レベルで一元化するのが現実的である。ただし、地方分権・地域主権の動向との関係を、将来的には検討する必要がある。
- ホームエデュケーションについては、現在の就学手続との関係を考え、市区町村レベルとする。
- 団体が登録する場合は、オルタナティブ教育がしっかりと発展していくように、また、義務教育としての普通教育を実施する公教育とすることから、登録要件に関する審査が必要と考える。ただし、審査においては、オルタナティブ教育の多様性や独自性が損なわれないよう歯止めとなるしくみが必要である。
- 審査委員会による審査の在り方は、登録要件にもとづいて登録されるべき事項が漏れなく記載されているか、実態と相違ないか等の確認を重点とし、団体が工夫や特徴を持つ

て実施する教育や学習課程の内容に立ち入った審査は、教育基本法に反しない限り制約されるべきであろう。

- 学校法人による学校設置のように行政による許認可制度とはしないで、登録とする。登録は、オルタナティブ教育を実施する個々の団体や保護者が自主的に行うもので、登録する、しない自体を選ぶことができ、この法律およびこの法律に基づいて策定される登録要件を満たしていれば、担当行政局は登録を受け付けなくてはならない制度とする。

(4) 登録オルタナティブ教育機関の管理運営

① 経費の負担

登録オルタナティブ教育機関の設置者または実施する保護者は、法令に特別の定のある場合を除いては、その設置する教育機関の経費を負担する。

② 授業料の徴収

登録オルタナティブ教育機関においては、授業料を徴収することができる。ただし、地方公共団体が設置する施設における義務教育については、これを徴収することができない。

③ 管理運営、登録の継続・廃止

登録オルタナティブ教育機関の設置者または実施する保護者（ホームエデュケーション）は、毎年度以下を届け出て更新する。年度内に変更が生じたときは、その都度届け出る。廃止する場合は廃止の届け出をする。

ア) 学習内容に関する事項…学習計画書、学習報告書

イ) 実施者および実施内容に関する事項…子どもの人数、代表者、人的環境、物的環境、事業計画書および予算書、事業報告書および決算書、交付金に関する事項。ただし、実施者が保護者の場合は簡易なものとする。

④ 安全健康保持の増進

子どもおよびスタッフの健康診断の実施、その他安全保健に必要な措置を講じる。

- 経費負担、授業料、安全健康保持については、学校教育法に準じる。
- 登録の継続について、更新の届出をどのくらいの期間で行うかは論点であるが、現状のフリースクール等では、活動や学習内容が参加する子どものニーズに応じて変化しやすい特徴があるから、市民への情報提供の観点からも、年度ごとの届出がよいと考える。また、助成金の交付が国や地方自治体の年度予算で執行されることを想定すると、その点からも年度ごとの届出は必要であると考え。

(5) 登録オルタナティブ教育機関の登録の取消

国および市区町村は、登録オルタナティブ教育機関がオルタナティブ教育法の規定に違反した場合においては、その登録を取り消すことができる。その場合、あらかじめ、当該オルタナティブ教育機関に弁明の機会を与え、国においては審査委員会で慎重に検討しなければならないこととする。登録の取消については、不服申し立てをすることができるようにする。

- 登録オルタナティブ教育機関が適切に管理運営されない場合、子どもや保護者に重大な影響を与えることになる。まず、適切に管理運営されるよう、後述のオルタナティブ教育センター等によって、助言や支援がなされる必要がある。
- その上で、改善が示されない場合、国および市区町村は、その登録を取り消すことができるようにし、また登録を取り消した場合は、子どもの教育を受ける権利、保護者の教育を受けさせる義務や教育権が損なわれないようオルタナティブ教育センター等を通じてしっかりと対応するようにする。
- 登録の取消がみだりに行われることは防がなければならないので、慎重な手続きの方法を定める必要がある。また、オルタナティブ教育機関は、取り消しを受けた場合、不服申し立てができるようにすべきと考えた。

(6) 登録オルタナティブ機関の初等教育機関

登録オルタナティブ教育機関のうち、初等教育を実施する機関の目的、目標、修業年限については、学校教育法に定める小学校についての規定を準用する。子どもが登録オルタナティブ初等教育機関から小学校または特別支援学校小学部へ異動する場合は、子どもと保護者の意思に基づいて、学齢に対応して自由にできるものとする。

- 学校教育法による小学校の目的や小学校教育の目標は、基本的な内容を示しており、いわゆる学習指導要領は含まれておらず、準用を基本とするが、多様な個々の子どもを中心に実施するようにする。また、学校教育との相互乗り換え選択を可能にする規定も必要である。

(7) 登録オルタナティブ前期中等教育機関

登録オルタナティブ教育機関のうち、前期中等教育を実施する機関の目的、目標、修業年限については、学校教育法に定める中学校についての規定を準用する。子どもが登録オルタナティブ前期中等教育機関から中学校または特別支援学校中学部へ異動する場合は、子どもと保護者の意思に基づいて、学齢に対応して自由にできるものとし、中等教育学校前期課程へ異動する場合は学校教育法の定めるところによる。登録オルタナティブ前期中等教育機関の学習課程を修了した者には、高等学校および高等専門学校ならびに専修学校の高等課程への入学資格を付与する。

- 「(6) 登録オルタナティブ機関の初等教育機関」に同じ。

(8) 登録オルタナティブ後期中等教育機関

登録オルタナティブ教育機関のうち、後期中等教育を実施する機関の目的、目標、修業年限、入学資格については、学校教育法に定める高等学校についての規定を準用する。子どもが登録オルタナティブ後期中等教育機関から高等学校・中等教育学校後期課程・特別支援学校高等部へ異動する場合は、学校教育法の定めるところによる。登録オルタナティブ後期中等教育機関の学習課程を修了した者には、大学および専修学校の専門課程への入学資格を付与することができる。

- 登録オルタナティブ後期中等教育機関については、その学習課程を修了した者に、大学・専修学校専門課程への入学資格を“付与することができる”とした。

7 オルタナティブ教育センターの設置

国および地方公共団体は、オルタナティブ教育を推進し公的支援を実施するため、またオルタナティブ教育機関の登録および助言、支援の窓口の機関としてオルタナティブ教育センターを設置する。

- ① 国が設置するオルタナティブ教育センター
オルタナティブ教育機関のうち、家庭以外を担当する。
- ② 市区町村が設置するオルタナティブ教育センター
オルタナティブ教育機関のうち、家庭を担当する。
- ③ オルタナティブ教育センターが実施する公的支援
 - ア) オルタナティブ教育機関への助言・アドバイス、情報提供
 - イ) 教育資源（施設・備品）の提供
 - ウ) オルタナティブ教育コーディネーターの配置および養成
 - エ) 公的に設置される学習権オンブズパーソンの周知
 - オ) オルタナティブ教育に関する調査・研究・普及
 - カ) 登録オルタナティブ教育機関に対する助成金の交付

- オルタナティブ教育を推進し、また選択する子ども・家庭を支援するための機関が必要である。登録先に対応して、国レベルと市区町村レベルで設置する。

8 オルタナティブ教育機関への公費助成と優遇

国および地方公共団体は、オルタナティブ教育機関の公の性質および教育において果たす重要な役割にかんがみ、登録オルタナティブ教育機関の設置実施者に対し、オルタナティブ教育に関し、その自主性を尊重しつつ、運営費の一定割合または一定額を補助し、その振興を図る。また、税制等の優遇措置を講じる。

- オルタナティブ教育も公費で支援されるようにする。
- 公費助成については、憲法第 89 条「公の財産の支出または利用の制限」との関係が問題にされるが、現行で私立学校への助成が行われているわけであるから、必要な場合は、別途、私立学校振興助成法のような法整備を行い、私立学校と同等に運営費の 2 分の 1 を補助するなどの規定を入れるのも一案である。

9 オルタナティブ教育の質の確保

- (1) 登録オルタナティブ教育機関は、子どもの個性尊重と権利保障にもとづいた適切な学習内容および学習環境を維持する。
- (2) 国および地方公共団体は、オルタナティブ教育センター等を通じてオルタナティブ教育機関に対して適切な助言や支援を行う。
- (3) 国および地方公共団体は、学習権オンブズパーソンを設置するとともに、オルタナティブ教育機関関係者による質の確保への取り組みに協力する。

- オルタナティブ教育が発展し、また公費支援を出すためには、教育の質が確保されていることが重要であり、オルタナティブ教育機関は質の維持向上に努め、積極的に情報開示していくことが必要であり、さらに公的な支援や協力が必要である。
- 教育全般について、子どもや保護者が、学習権が十分に保障されていないとした場合やオルタナティブ教育機関が独自性を損なわれるとした場合等のときに、訴える先とそれに応じる機関が必要である。学習権オンブズパーソンがそれになる。これらは、オルタナティブ教育法のもとに設置するものではなく、教育全般に関して独立して設置すべきものとする。

10 国および地方公共団体の責務

- (1) 国および地方公共団体は、子どもおよび保護者に、オルタナティブ教育に関する十分な情報を提供する。
- (2) 国および地方公共団体は、義務教育において、オルタナティブ教育と学校教育との間に格差や差別が生じないように策を講じる。
- (3) 国および地方公共団体は、オルタナティブ教育の推進に努めなければならない。そのためにオルタナティブ教育に関する施策を総合的に策定し、オルタナティブ教育の実施、普及、発展のために必要な予算を確保する。
- (4) 国はオルタナティブ教育を推進するため、オルタナティブ教育推進会議を設置する。会議の構成は、教育関係者、オルタナティブ教育機関関係者、保護者、オルタナティブ教育経験者、オルタナティブ教育研究者、子どもの権利に詳しい弁護士、その他子どもに関わる専門家、諸外国のオルタナティブ教育実践者や専門家、有識者で構成する。

- 学校教育との格差が生じないようにすることは重要で、国及び地方公共団体は責任を持って取り組む必要がある。オルタナティブ教育においても、学校の教科書を希望すれば、無償で使用できるようにする。
- また、オルタナティブ教育を普及し推進していくよう、環境を整え、必要な予算を講じる義務が国や地方公共団体にあることを明記する。その中において、黎明期のオルタナティブ教育には、国が推進のリーダーシップを示すことが重要と考え、その具体化として推進会議を考えた。